



未来に繋げる川づくりと一緒に考えてみませんか？

相模川ふれあい懇談会

相模川ふれあい懇談会の進め方



相模川ふれあい懇談会

相模川をより良い河川にしていくため、市民団体や学識者、学校関係者などあらゆる人が、自由に参加し、幅広く意見を述べることができる場。

整備計画の作成 (たたき台)

幅広く意見を
きいて、河川
管理者が作成

河川整備計画の法的手続きフロー

整備計画（素案）

整備計画 (原案)

関係省庁
協議等

河川整備計画策定

河川管理者が
策定

河川法第16条の2第3項

学識経験を有する
者からの意見聴取

河川法第16条の2第4項

関係住民からの
意見聴取

河川法第16条の2第5項

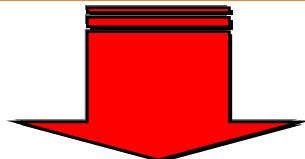
関係都道府県知事又は
関係市町村長からの意
見聴取

相模川 川づくり行政連絡会
(関係する流域自治体)

相模川ふれあい懇談会とは

相模川ふれあい懇談会とは…

相模川をより良い河川にしていくため、市民団体や学識者、学校関係者などあらゆる人が自由に参加し、幅広く意見を述べることが出来る場



例えば次のような懸案事項

- 弱小堤防の治水安全度はどれくらいか。
- 河川区域のゴミ処理はどうしているのか。
- 水質基準はクリアしているのか。
- 希少種の保全と外来種対策は如何に。
- 河川敷の利用方法について。



治水対策



外来種対策



不法投棄対策



高水敷利用

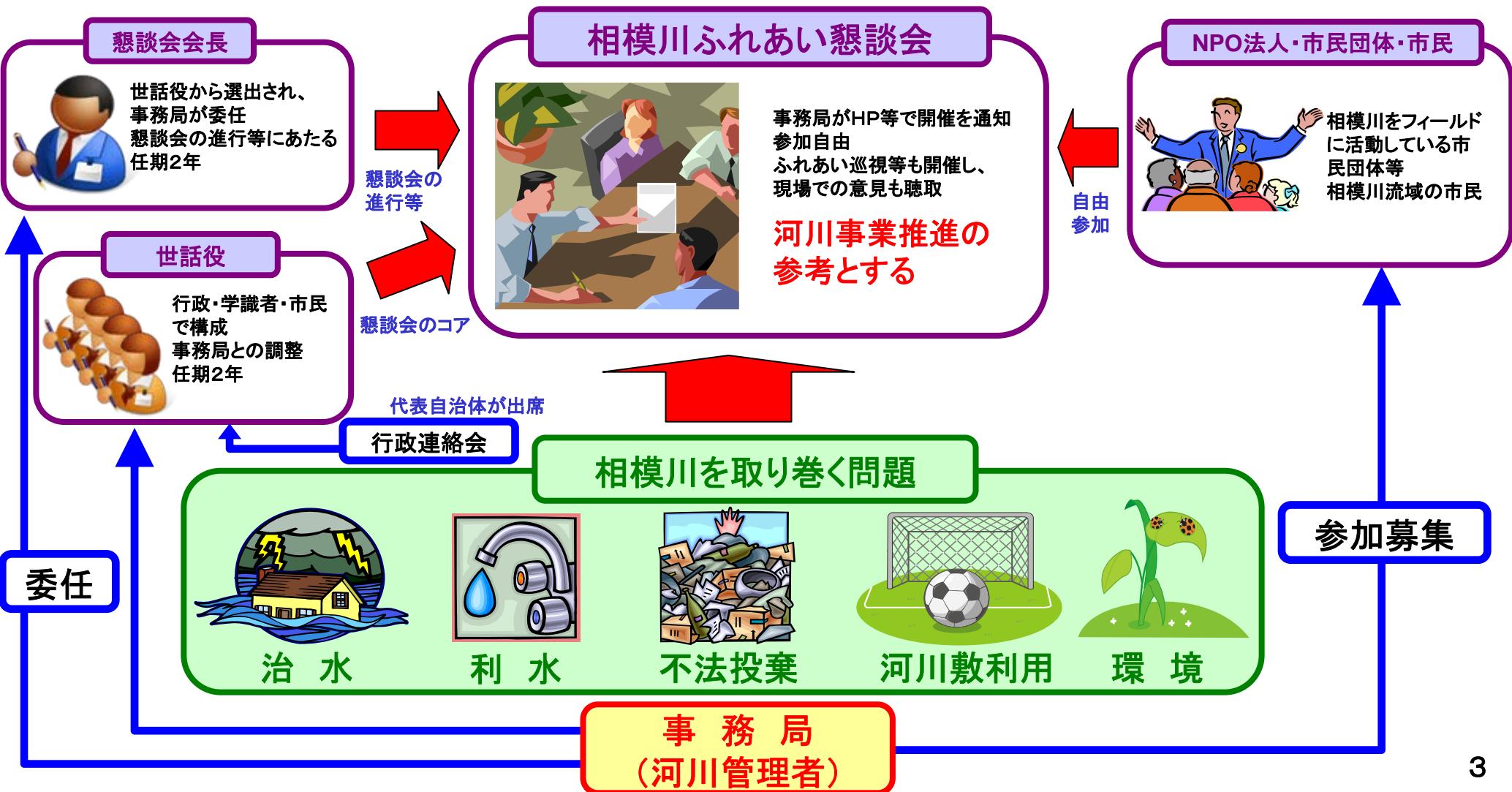
等々

この様な事について、みなさんと河川管理者が議論しながら、今後の川づくりを考える会です。

相模川ふれあい懇談会イメージ図

相模川ふれあい懇談会とは…

相模川をより良い河川にしていくため、市民団体や学識者、学校関係者などあらゆる人が自由に参加し、幅広く意見を述べることが出来る場



相模川 川づくり行政連絡会イメージ図

相模川 川づくり行政連絡会とは…

神奈川県内における相模川水系の川づくりに際して、行政間において必要となる事項の連絡・調整を行う場

相模川 川づくり行政連絡会



神奈川県内の流域自治体で構成
必要に応じ幹事会を開催
重要な事項について決定
河川事業推進の参考とする

下部組織

幹 事 会



神奈川県内の流域自治体における実務担当者で構成
軽微な作業を行う

代表自治体が出席

必要に応じ開催

ふれあい懇談会 世話役

適宜開催

相模川を取り巻く問題



治 水



利 水



不法投棄



河川敷利用



環 境

事 務 局
(河川管理者)

河川整備基本方針、河川整備計画とは

平成9年(1997年)河川法改正

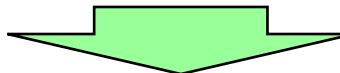
- 河川環境の整備と保全
- 地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入



河川整備基本方針

河川管理者(一級水系は国土交通大臣)が定める
平成19年11月22日策定

- ・長期的な河川整備の基本的な方針
- ・具体的な河川整備の内容を定めず、整備の考え方の記述

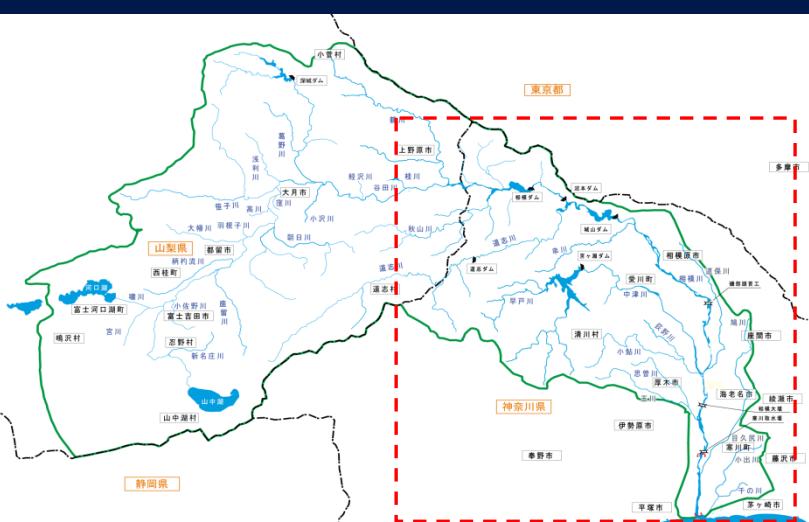


河川整備計画

河川管理者(大臣管理区間:地方整備局長
・県管理区間:都道府県知事)が定める

- ・20~30年後の河川整備計画の目標を明確にする
- ・個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにする

相模川・中津川河川整備計画対象区間



拓 大

相模川 55.6km
中津川 29.0km

